

第1回公募開始！2026年10月30日(金)18時締切／ 2026年8月 特集号②

新事業進出・ものづくり 商業サービス補助金

新製品・新サービス開発、新市場進出、
海外展開に向けた設備投資等を支援！

補助
上限額

9,000万円

※枠・従業員規模・要件により異なります

補助率

最大2/3

補助事業概要

活用イメージ



革新的新製品・サービス枠

新たな製品・サービス開発のための設備導入・システム構築



新事業進出枠

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出



グローバル枠

海外市場開拓(輸出)に向けた、国内の輸出体制強化

項目	革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠
補助対象者	日本国内に本社・事業実施場所を有する中小企業等		
補助対象事業	革新的な新製品・サービスの開発	新規性のある製品・サービス +新市場への進出	自社製品を活用した 海外販路開拓
補助上限額	最大3,500万円 ※従業員規模・要件により異なります	最大9,000万円 ※従業員規模・要件により異なります	最大9,000万円 ※従業員規模・要件により異なります
補助率	中小企業1/2(2/3)、小規模2/3 ※要件により異なります	中小企業1/2(2/3) ※要件により異なります	中小企業2/3
補助対象経費	機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費	左記+建物費	左記+建物費、海外旅費、通訳・翻訳費

当事務所の支援内容

初回相談	無料	申請時 支援料金	15万円(税別) ※ 補助金申請が採択された場合は「採択後支援」のお申込みが必須となります。
採択後 支援料金	補助金額の8% ※ 不採択となった場合は上記料金はいただきません。 ※ 採択となった場合の料金下限は50万円(税別)です。	備考	・ 採択後支援料金は申請が採択された後に分割にてお支払いいただくことが可能です。 ・ 採択後支援料金のうち、30万円(税別)は、採択発表時にお支払いいただきます。

ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	☐ 補助金申請支援を依頼したい ☐ 補助金について詳しく聞きたい		

＜お申し込みはこちらまで FAX:082-294-5007＞

税理士法人光和パートナーズ TEL:082-294-5000 〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 2F

迫る最賃改定に備える！業務改善助成金

最低賃金平均1,500円に向けて毎年改定が進み、今年度も引き上げられる見通しです。今回は賃金改定に関連する助成金「業務改善助成金」を紹介いたします。こちらは生産性向上に資する設備投資等を行うと同時に、事業場内で最も低い賃金を50円以上引き上げたとき、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

☆対象事業者

①中小企業・小規模事業者（みなし大企業を除く）	②事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満である ※例えば、工場と事業所がある場合は別々に申請	③不当な解雇や賃金引下げなど、不交付事由に該当していない
-------------------------	---	------------------------------

☆対象経費の例

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

☆助成上限額・助成率

助成上限額は、主に引上対象者数と賃金引上額によって異なります。対象者数1名～8名以上の中で区分があり、賃金引上額が50円以上の場合は30万円～110万円、70円以上の場合は40万円～230万円、90円以上の場合は90万円～450万円です（※本補助金における特例事業者は一部異なります）。助成率については、事業場内最低賃金1,050円未満は4/5、1,050円以上は3/4になります。

☆スケジュール

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

まずは現時点の最低賃金と同額の方を確認し、昇給額の計画と、昇給に対応するための生産性向上施策を検討してみてください。

☆ご注意

昇給時期や就業規則/給与規定の変更については、社会保険労務士へ必ずご相談ください。